

山形県立山辺高等学校 生徒規約(専攻科)

学 則 (抜粋)

第1章 総 則

第1条 本校は、山形県立山辺高等学校と称する。

第2条 本校は、学校教育法及び山形県教育委員会の定める規則により、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第3条 本校の課程、学科、修業年限及び生徒の入学定員は次のとおりとする。

課程	修業年限	設置学科	入学定員
全日制 の課程	3年	家庭	食物科 40名
			福祉科 40名
		看護	看護科 40名
専攻科	2年	看 護	40名

第2章 年度、学期及び休業日

第4条 年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 年度を分けて、次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から3月31日まで

第5条 休業日は、国民の祝日に関する法律に規程する休日、日曜日並びに土曜日のほか次のとおりとする。

(1) 学年始休業日

(2) 夏季休業日

- (3) 冬季休業日
- (4) 学年末休業日

第3章 教育課程及び授業時数

第6条 本校の教育課程は別に定める。ただし、看護科においては全日制の課程と専攻科の一貫した教育課程を編成する。

第7条 校長は、授業を行う日数、時間数及び授業開始の時刻は別に定める。

第4章 単位数及び教育課程修了の認定

第8条 各教科・科目の単位の修得は、平素の成績を評価して校長が認定する。

2 専攻科の各科目の修得は、平素の成績を評価して校長が認定する。

第9条 校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた者には卒業証書を授与する。

2 校長は、専攻科を修了したと認めた者には修了証書を授与する。

第5章 入学、休学、留学、転学及び退学

第10条 本校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準じる学校を卒業した者、又は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣の指定した者
- (3) その他校長が、中学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第11条 校長は入学を志願した者について、選抜により入学を許可する。ただし、専攻科の選抜については、卒業の判定等を以って行う。

2 前項の選抜に関しては、山形県教育委員会の定めるところによる。

第12条 入学志願者は、入学願書及び出身中学校長の作成した調査書に受験料を添え、出身中学校長を経由して、提出しなければならない。ただし、専攻科については、入学願書のみを提出するものとする。

第13条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年令に達し、校長が当該学年に在学するものと同等以上の学力があると認めた者とする。

第14条 生徒を入学させる時期は、学年の始めから30日以内とする。

第15条 入学を許可された者は、保護者等連署の誓約書に住民票抄本及び入学料を添え、入学を許可された日から20日以内に校長に提出しなければならない。

2 保護者等に変更があった場合は、保護者等連署の誓約書に住民票抄本を添え、速やかに校長に提出しなければならない。

第16条 保護者は、次の各号に該当する者で、その順位は各号の順序とする。

- (1) 親権者

- (2) 後見人
- (3) 生徒が18歳となる日の前日に第1号又は第2号に該当していた者
- (4) その他校長が適当と認める者

第17条 生徒は、病気その他やむをえない理由により2ヶ月以上出席できないとき、又は退学しようとするときは、その理由を付し、保護者等が連署の上、休学（退学）願いを提出し、校長の許可を受けなければならない。ただし、病気のために休学しようとする場合には医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は引き続き2年以内とする。

第18条 生徒は、学校教育法施行規則第93条第1項の規定による許可を受けようとするときは、保護者等が連署の上、留学願いを提出しなければならない。

第19条 生徒は、他の学校に転学しようとするときは、転学願いに保護者等連署して校長に願い出なければならない。

第6章 授業料、入学料及び受験料

第20条 授業料、入学料及び受験料の徴収額及び徴収方法等については、山形県立高等学校の授業料等徴収条例及び同施行規則の定めるところによる。

2 校長は、授業料を正当の理由なく納入しない生徒に対しては、その登校を停止することがで

きる。

第7章 賞 罰

第21条 校長は、教育上必要と認めるときは、別に定めるところにより生徒を表彰することができる。

第22条 校長は、教育上必要と認めるときは、生徒に懲戒を行うことができる。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第23条 前条に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒として本分に反した者

第8章 免許・資格

第24条 第3条の学科のうち食物科を卒業した者は、調理師法第3条第1号の規定に基づき調理師の免許を申請することができる。

2 第3条の学科のうち、福祉科を卒業した者は、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項の規定に基づき介護福祉士国家試験の受験資格が与えられる。

3 第3条の学科のうち、専攻科（看護）を修了

した者は、保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に基づき看護師国家試験の受験資格が与えられる。

第9章 寄 宿 舎

第25条 寄宿舍については、山形県立山辺高等学校寄宿舍規定による。

附 則

定時制課程の学則は、昭和27年4月1日制定、施行する。

全日制課程の学則は、昭和31年4月1日制定、施行する。

昭和42年4月1日全日制、定時制合わせての学則とし、施行する。(衛生看護科設置)

昭和45年4月1日一部改正 (専攻科設置)

昭和54年4月1日一部改正 (寄宿舍設置)

昭和56年4月1日一部改正 (定時制課程廃止)

昭和61年4月1日一部改正 (食物科設置)

平成5年4月1日一部改正 (家庭科入学定員減及び第2土曜日の休業日)

平成7年4月1日一部改正 (家庭科入学定員減及び第4土曜日の休業日)

平成8年4月1日一部改正 (福祉科設置及び家庭科入学定員減)

平成14年4月1日一部改正 (衛生看護科・専攻科

「衛生看護科」5年一貫教育に移行、学科名「看護科」に改名)

平成16年4月1日一部改正 (学期制導入)

平成17年4月1日一部改正 (専攻科「衛生看護科」の募集停止及び専攻科「看護」の募集開始)

平成18年3月31日一部改正 (衛生看護科の閉科)

平成21年4月1日一部改正 (福祉科の特例高校認可)

平成22年3月31日一部改正 (福祉科の福祉系高校認可)

平成24年4月1日一部改正 (福祉科の特例高校廃止)

令和4年4月1日一部改正 (成年年齢の引き下げ)

専攻科生心得

- 1 専攻科の教育方針および教育目標とあわせて、この心得をいかして、専門職としての意識を高め、学業に専念しなければならない。
- 2 社会道徳をまもり、言葉づかいに注意し、人間関係を円滑にする。また専攻科生らしい余暇の活用に心がけ、つねに教養を高めることに努める。
- 3 健康管理に心を配り、環境整備等にも努める。
- 4 登下校時には、規定の経路を通る。また事故発生の場合は学校に連絡する。
- 5 諸届・許可願は、すみやかに確実に行う。
 - (1) 欠席、公欠、忌引、住所変更、止宿、運転免許取得許可願。
- 6 アルバイトについて（内規令和2年4月一部改正）
 - (1) 業務内容、就業時間帯、学業成績等に問題がなく、保護者が同意した場合に認める。その際、別様式申請書に本人、保護者が連署・捺印のうえ、申請する。ただし、学業に差し支えないようにすること。
- 7 バイク、自家用車通学について
 - (1) 遠距離通学者に限定し許可する。遠距離通学者とは片道20km以上または公共交通機関を利用し、乗り継ぎ時間を含めて通学に片道1時間半以上を要する者とする。

- (2) バイクは原動機付自転車（排気量50cc）に限定する。
 - (3) 病院等の実習期間中の使用は一切認めない。
 - (4) 原動機付自転車、自動車の出入り口は校舎敷地西口通用門とし、駐車用敷地は調理室と体育館の間の用地とする。
 - (5) 許可を受ける際には、別様式申請書に本人、保護者が連署捺印のうえ申請する。
- 8 服装等に関する規定
- (1) 日常の通学における服装は私服着用は可能とするが、「専攻科生」らしいもので清楚な服装・身だしなみに心がける。ただし、ジーンズ系の服装は禁止とする。
 - (2) 学校行事および校長より指示のあるときは下記の服装とする。
 - ① 男子…スーツ（黒・紺・グレー系）、白色ワイシャツ、ネクタイ、黒色靴
 - ② 女子…スーツ（パンツも可黒・紺・グレー系）、白色ブラウス、肌色ストッキング（黒タイツも場合によっては可）、黒色靴

専攻科学習成績評定及び 出席取り扱いに関する規程

第1条 教科目の履修と単位の修得

- (1) 各教科目の履修は、年間出席時数が実施時数の3分の2以上であるものについて、年度末の成績会議を経て校長が認定する。
- (2) 各教科目の単位の修得は、履修が認定され、かつ、評定が「C」以上のものについて、年度末の成績会議を経て校長が認定する。
- (3) 1科目を2学年にわたって履修する場合は、学年ごとに修得した単位を認定する。ただし、単一学年のみで単位修得した場合は、その科目の修得とすることはできない。

第2条 教科目の評定

- (1) 各教科目の評定は、履修が認定されたものに対して教科目の担当者が行い、年度末の成績会議を経て校長が決定する。
- (2) 評定は、学年末に各学期成績を総合して下記の4段階で行う。
- (3) 評定は、看護師等養成所の運営に関するガイドラインに定める各教科目の目標に基づいて行う。その際、各段階が表示する達成の程度と評定の区分は、以下のとおりとする。
(評点は、「第5条 学期成績の(2)」に基づき評価したものである。)

評定A…80点以上（特に高い程度に達成しているもの）

評定B…70点以上（高い程度に達成しているもの）

評定C…60点以上（おおむね達成しているもの）

評定D…60点未満（達成が不十分なもの）

- (4) 1科目の履修が2学年にわたるときは、学年ごとに成績を評定する。

第3条 定期テスト

- (1) 定期テストは、1年前期・後期、2年の3回行う。ただし、修了科目については、随時テストを行う。
- (2) 定期テストは100点法で評価し、1年前期の評価は、下記「第5条 学期成績の(2)」と同じ事項に基づいて評価する。
- (3) テスト中の不正行為、受験拒否と認められるものは当該教科目の得点を無効とし、その後のテストの受験を認めない。
- (4) 遅刻した場合は、開始20分までの入室・受験を認める。
- (5) 体調不良等でテストを受験できない場合は、欠いたテストの得点は、当該教科目の平均点の8割を上限に見込み点をつけることができる。

第4条 追試験

- (1) 出席停止、忌引、公欠のために受験できなかった場合は追試験を行う。追試験は、原則として所定のテスト終了の翌日から3日以内に実施し、その成績は得点の10割とする。
- (2) 追試験を受験できない場合は当該教科目の平均点を基準とした見込み点とする。

第5条 学期成績

- (1) 各学期の成績評価は、100点法による。
- (2) 各学期の成績は、次の事項に基づいて評価する。
 - ① 定期テストの成績
 - ② 平常の成績（学習態度、提出物、実験実習・実技、平常テスト等）※平常の成績の比率は各教科目の特性に応じて適切に設定する。

第6条 進級認定と原級留置

- (1) 進級の認定は、出席日数がその学年の出席すべき日数の3分の2以上を満たし、次のいずれかに該当するものについて、成績会議を経て校長が行う。
 - ① 各学年所定の各教科目及び単位のすべてを修得し、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められたもの。
 - ② 単位未修得科目が2科目以内、または未修得の単位数の合計が6単位以内のもので、特別活動の成果がその目標からみて満

足できると認められたもの。

- (2) 次のいずれかに該当するものについては原級留置とする。
 - ① 出席日数が、その学年の出席すべき日数の3分の2に満たないもの。
 - ② 3科目以上の単位未修得科目があるもの。
 - ③ 特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められないもの。
- (3) 原級留置の場合は、その学年所定の各教科目を再履修するものとする。
- (4) 当該学年における出席日数が授業日数の3分の2未満で、特別の事情があるときは、成績会議で審議することができる。

第7条 単位修得の追認

- (1) 単位未修得科目を持って進級したものについては、本人からの願い出があるときは単位追認のための指導を行う。
- (2) 単位追認の指導は、原則として翌年度の5月末までに行う。
- (3) 追認は、成績会議を経て校長が行う。追認による評定はC、評点は60点とする。

第8条 修了の認定

- (1) 修了の認定は、次に該当するものについて、成績会議を経て校長が行う。

本校所定の各教科目すべての単位を修得し、特別活動の成果がその目標からみて満足

できると認められるもの。

- (2) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えるものについては、原則として認めない。ただし、特別の事情があるときは、成績会議で審議することができる。

第9条 出欠席

生徒が欠席、欠課、早退、遅刻する場合は、保護者は理由を付して学校に届けなければならない。

第10条 出席停止・忌引等の日数

次に示す場合には、出席しなければならない日数に含めない。

- (1) 学則に基づき停学を命じられた日数
- (2) 学校保健安全法第19・20条による日数
- (3) 非常災害時により生徒または保護者の責任に帰すことのできない場合で、校長が出席しなくともよいと認めた日数
- (4) 就職試験や入学試験など進路指導に係り、校長が出席しなくともよいと認めた日数
- (5) 忌引日数
 - ① 一親等(父母) 7日以内
 - ② 二親等(祖父母 兄弟姉妹) 3日以内
 - ③ 三親等(伯叔父母 曾祖父母など) 1日※休日を含め連続した日数とし、遠隔地に赴く場合は状況に応じて必要日数を認める。
- (6) 1項から5項以外の場合でも、校長が特に

出席しなくともよいと認めた日数

第11条 出席扱い(公欠)とする日数等

授業日において、次に示す校長が認めた日数・時間は、出席扱いとする。

- (1) 対外試合やその他の対外活動に生徒が派遣された日数・時間
- (2) 就職試験や進学のための健康診断・職場見学・学校見学の日数・時間
- (3) 心臓・結核に係る検診後の精密検査受診のための時間
- (4) スクールカウンセリングの時間
- (5) 1項から4項以外の場合でも、校長が特に認めた日数・時間

第12条 その他

- (1) 本規程は令和2年度より適用する。

山形県立山辺高等学校専攻科 (看護) 自治会会則

第1章 総 則

第1条 本会は山形県立山辺高等学校専攻科(看護)自治会と称する。

第2条(目的)

- (1) 本会は本高等学校生徒会と密接な連絡をとりつつ会員の自主的な行動により会員相互の教養を高めるとともに親睦をはかる。
- (2) 社会福祉の貢献に努める。
- (3) 健康で文化的な公民としての資質の向上に努める。

第2章 組織及び機構

第3条(組織)

本会は山辺高等学校専攻科(看護)の生徒全員をもって組織する。

第4条(機関)

本会は次の機関をおく。

- ①総会 ②代議員会 ③執行委員会 ④議長
- ⑤保全委員会 ⑥図書委員会 ⑦看護委員会
- ⑧学校祭実行委員会 ⑨自治会誌編集委員会
- ⑩HR委員会 ⑪選挙管理委員会 ⑫監査

第5条(総会)

- (1) 総会は本会の最高の議決機関であり、全会員をもって構成する。

- (2) 総会は会長が招集し毎年2回定期総会を開く。ただし次の場合は臨時に開くことが出来る。

- ① 会長が必要と認めた時
- ② 代議員会の要請があった時
- ③ 会員の3分の1以上の要請があった時

第6条(代議員会)

- (1) 代議員会は執行委員会・保全委員会・図書委員会・看護委員会・学校祭実行委員会・自治会誌編集委員会・選挙管理委員会の各委員長及び副委員長・HR委員・議長並びに監査よりなる代議員をもって構成し、本会の中核議決機関であって月1回開催し、その他会長が必要と認めた時、及び代議員の半数以上の要請があった場合に会長がこれを招集する。
- (2) 代議員会へ提出する議案は各委員会の審議をえたものとしなければならない。
- (3) 代議員会は公開とし、会員は傍聴はできるが、発言や議決に参加することはできないものとする。
- (4) 代議員会は次の事項を行う。
 - ① 総会に提出する事項の審議
 - ② 月毎の経過報告及び行事計画
 - ③ その他必要な事項の審議

第7条 執行委員会は会長、副会長、庶務、会計をもって構成し、総会及び代議員会の決定に基

づき本会の運営執行にあたる。

第8条 HR委員は各クラスから2名選出され、各HR並びに学校との連絡を密にし諸問題に関してHRで協議する。

第9条（各種委員会）

(1) 執行・保全・図書・学校祭実行・看護・自治会誌編集・選挙管理・HRの委員会は代議員会に問題を提出することができ、各委員会は総会及び代議員会の決定に基づき、委員会の運営にあたる。

(2) 委員会は次の事を分担し、高校生徒会との連絡を密にする。

① 保全委員会は各クラスより2名選出され、学校保健の推進向上をはかるとともに校舎内外の環境美化に努め生活の適正化をはかる。

② 図書委員会は各クラスより2名選出され、学校図書の充実及び校舎内掲示に努める。

③ 学校祭実行委員会は各クラスより3名選出され、生徒会との連絡を密にし、学校祭の運営にあたる。

④ 自治会誌編集委員会は各クラスより2名選出され、自治会誌の企画・立案および編集にあたる。

⑤ 看護委員会は各クラスより2名選出さ

れ、医療や看護に関する研究発表の企画・運営に携わり、会員の意識向上や自己の看護観の確立を図る。

⑥ 選挙管理委員会は各クラスから選出された2名をもって構成し、自治会選挙管理規程に定める任務を行い選挙の公正円滑をはかる。

第10条 議長は各学年1名とし、選挙によって選出され、総会及び代議員会の議長を務める。

第11条 監査は各学年1名とし、選挙によって選出され、本会の運営及び会計を監査する。

第12条 各委員長及び副委員長は各クラスから選出された委員の互選により選出される。

第13条 すべての会議は構成委員の3分の2以上の出席で成立し議決は出席者の過半数による。ただし可否同数の場合は議長の判断による。

第3章 役員

第14条 本会は次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 庶務 2名

(4) 会計 2名

第15条 本会役員の任務は次の通りとする。

(1) 会長は本会を代表し、会議を総括施行する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。

(3) 庶務は庶務及び書記にあたる。

(4) 会計は自治会の経理にあたる。

第16条 役員選挙について次の通りとする。

(1) 会長は2年から1名、副会長は各学年1名とし、選挙により選出する。

(2) その他の役員は会長がこれを委嘱する。

第4章 会 計

第17条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあたる。

第18条 会計事務は会計がこれにあたる。

第19条 会計は年度毎に予算、決算を作成し、年度初めの総会においてその承認を得なければならない。ただし決算については総会開催以前に監査委員の監査を要するものとする。

第20条 会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 監 査

第21条 監査委員は自治会の公正で円滑なる活動を図るため監査を行う義務を有する。

第22条 監査は必要に応じ執行部に資料の提出を求める他、原則として毎会計年度2回以上監査を行う。

第23条 監査委員は代議委員を傍聴し、その活動状況を把握しなければならない。

第24条 第22条の監査を行うために執行部は総会開催前日10日までに監査委員の指示した書類を

提出しなければならない。

第25条 監査委員は、下記の方法により監査を行う。

(1) 活動状況と金銭出納状況との対照確認

(2) 帳簿と領収書との対照確認

(3) 財産目録と現物の対照確認

(4) その他必要と認められる事項

第26条 監査委員は下記の場合、不正として取り扱う。

(1) 支払を伴わない支出の計上

(2) 領収書の偽造

(3) 当然取得すべき領収書の未取得

(4) 自治会に直接関係のない支出の計上

(5) その他監査委員が不正と認め総会の承認を得たもの

第6章 任 期

第27条

(1) 役員任期は原則として1年間とする(12月1日～翌年11月30日)。役員は、旧役員との相互連絡を基に任務にあたる。

(2) 議長、監査の任期は役員に準ずる。

(3) 各委員(保全委員・図書委員・看護委員・学校祭実行委員・選挙管理委員・自治会誌編集委員・HR委員)の任期は原則として1年間とする。

第28条 本会の役員、議長、監査、各委員に欠員

が生じた場合、2週間以内に補充し任期は残余の期間とする。

第7章 備付帳簿

第29条 本会は次の帳簿を備え、副会長がこれを保管する。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 会計簿
 - ① 現金出納帳
 - ② 予算、決算報告書綴
 - ③ 収入簿、支出簿、領収書綴
- (4) 議事録
 - ① 総会議事録
 - ② 代議員会議事録
- (5) その他必要な帳簿

第8章 附 則

第30条 本会の規約を改正する場合は総会において過半数以上の賛成を必要とする。

第31条 本会の規約は昭和45年4月1日より施行する。

昭和63年4月1日一部改正

平成8年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

自治会選挙管理規定

第1章 総 則

第1条 自治会会則第9条第2項の5、第10条、第11条、第16条第1項に基づき選挙管理規定を定める。

第2条 本会会員はすべて平等なる選挙権と被選挙権を有し且つ義務を負う。

第3条 役員選挙は4月と10月に行う。

第2章 選挙及び当選者決定

第4条 投票は単記無記名投票とする。ただし信任投票の場合は選挙管理委員の指示に従うものとする。

第5条 投票用紙は選挙当日投票所において選挙人に交付する。

第6条 立候補者が1名の場合有効投票数の2/3以上の信任をもって当選となるが、2/3に達しない場合は再選挙を行う。立候補者が複数の場合有効投票数の過半数以上を得たものが当選となる。過半数以上に達しない場合は上位2名をもって決選投票を行う。

第7条 下記の投票はこれを無効とする。

- 1 正規の用紙を用いないもの
- 2 立候補者を特定しがたいもの
- 3 選挙管理委員の指示に反する記載であるもの

第8条 当選者は辞退を許されない。

第3章 選挙管理委員

第9条 会則第9条第2項の6による選挙管理委員が選挙に関する一切の事務を処理する。ただし本委員は立候補者及び選挙運動員を兼ねることは出来ない。

第10条 選挙管理委員は次の任務にあたる。

- 1 選挙の公示及び期日の決定
- 2 立候補者の受付
- 3 立会演説会に関する事項
- 4 当選者の発表

第11条 選挙の期日公示はおそくとも選挙期日の7日前とし、公示と同時に2日間を立候補受付期間とし、後4日間を運動期間とする。

第4章 選挙運動

第12条 立候補者は2名以上の選挙運動責任者を定める。

第13条 会員は演説会に出席する義務がある。

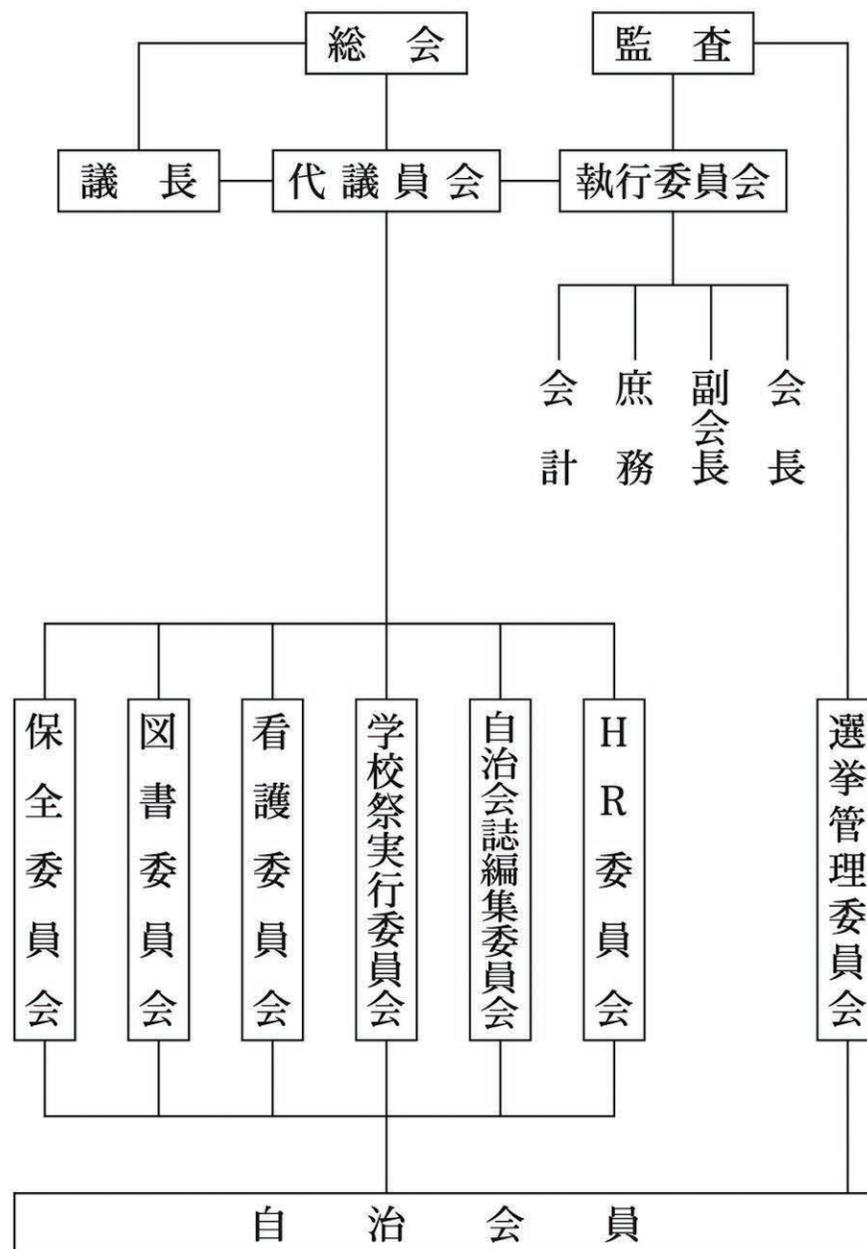
第5章 附 則

第14条 本規定を改正する場合は総会において過半数以上の賛成を必要とする。

第15条 本規則は昭和45年4月1日より施行する。

昭和63年4月1日一部改正
平成8年4月1日一部改正
平成20年4月1日一部改正

自治会組織図



図書館利用規程

令和2年4月1日 一部改正
令和5年4月1日 一部改正

1. 閲覧方式

- (1) 自由開架式による。

2. 閲覧

- (1) 図書館の開館時間は年度当初に示す時間の通りとする。
- (2) 長期休業中については別に定める。

3. 館内閲覧

- (1) 館内では随時図書資料を閲覧できる。
- (2) 新聞、雑誌は館内閲覧のみとする。
- (3) 本は大切に扱う。
- (4) 清潔、整頓を保つ。

4. 館外貸出

- (1) 貸出は、個人カードとPCシステムにより行う。
- (2) 貸出冊数は1人3冊までとし、期間は2週間とする。長期休業等については別に定める。
- (3) 禁帯出図書（辞・事典、年鑑、図版等）は、原則として貸出は行わない。
- (4) 延滞者には督促状を出すので、速やかに返却すること。
- (5) 図書を紛失した場合は、原則として現物で弁償すること。

平成27年4月22日 一部改正

諸届・許可願一覧

校内生活に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻・早退届 ・校舎使用届 ・出席停止願 ・公欠許可願
校外生活に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車通学許可願・自動車通学許可願 ・運転免許取得許可願 ・アルバイト許可願 ・止宿許可届
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・休学願 ・退学・転籍・転学願 ・住所変更届

(各届・願は職員室に用意)